



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第611号 令和5年7月21日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
342	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
343	同	同
344	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
345	同	同
346	同	同
347	同	同
348	同	同
349	同	同
350	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
351	同	同
352	道路の区域を変更する件	道路整備課

徳島県告示第三百四十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量  
校内LAN用サーバ一式 十六台
- 2 購入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 納入期限  
令和六年二月二十八日
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
  - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和五年八月三十一日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六七）

#### 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二一六七

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八二八

電子メール [kanzai\\_ka\\_eshi\\_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp](mailto:kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp)

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会教育政策課政策調整担当

電話 八八 六二一 三二一七

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八七九

電子メール [kyoui\\_kusei\\_sakuka@pref.tokushi.na.jp](mailto:kyoui_kusei_sakuka@pref.tokushi.na.jp)

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

#### 五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限

令和五年八月三十一日（木曜日）午前十一時

- (二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

#### 六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時

令和五年九月十四日（木曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和五年九月十三日（水曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「校内LAN用サーバー一式 十六台入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- 7 契約書の作成の要否
- 8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県経営戦略部管財課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 9 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 その他

詳細は、入札説明書に示す。

## 7 Summary

- 1 Nature and Quantity  
LAN server and related equipment 16 sets
- 2 Time Limit of Tender  
2:00 p.m on September 14, 2023
- 3 Section in charge of contract  
Property Management Division, Management Strategies Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.  
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-2067
- 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender  
Property Management Division, Management Strategies Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.  
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第三百四十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量  
令和五年度教育用パソコン 一式
- 2 購入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 納入期限  
令和六年三月二十日
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和五年八月三十一日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六七）

#### 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二一六七

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八二八

電子メール [kanzai\\_ka\\_eshi\\_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp](mailto:kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp)

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会施設整備課施設・助成担当

電話 八八 六二一 三二〇七

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八七九

電子メール [shi\\_set\\_susei\\_bika@pref.tokushi.na.jp](mailto:shi_set_susei_bika@pref.tokushi.na.jp)

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

#### 五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限

令和五年八月三十一日（木曜日）午前十一時

- (二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

#### 六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時

令和五年九月十四日（木曜日）午後三時

(二) 場所  
徳島市万代町一丁目一番地

(三) 入札書の提出方法  
徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和五年九月十三日（水曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「令和五年度教育用パソコン 一式入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。



7 この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十号）第三条の規定により、議会の議決が必要である。

8 契約書の作成の要否  
要

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県経営戦略部管財課  
徳島市万代町一丁目一番地

10 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

11 その他  
詳細は、入札説明書による。

## ㌘ Summary

1 Nature and Quantity

Personal computers for education 1 set

2 Time Limit of Tender

3:00 p.m on September 14, 2023

3 Section in charge of contract

Property Management Division, Management Strategies Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-2067

4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Management Strategies Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

加茂土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	岩佐幸男	岩佐幸男	阿南市加茂町不け一一九
同	林正延	林正延	十八女町静一一三
同	吉川 榮	吉川 榮	加茂町高田三一
同	高谷英喜	高谷英喜	宿居前三一
同	岩佐耕作	岩佐耕作	南不け二四
同	北條勝幹		大谷二七
同	楠本敬治	楠本敬治	吉元五四
同	谷 建太郎	谷 建太郎	宿居前一九
同	中西遠吉	中西遠吉	大西一 一
同	田邊元次		十八女町新開四 一
同		阿瀬川 健	加茂町大谷一三三
監事	清住芳敬		高田五五
同	谷崎実弦	谷崎実弦	大谷二四
同		町田茂秋	高田一八
同		松田美次	貝ノ河二二

徳島県告示第三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称  
今津浦土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	佐川 博	佐川 博	阿南市那賀川町今津浦宮面六七三
同	岡本浩万	岡本浩万	同 四二一
同	島 義雄	島 義雄	同 七三一
同	青木 武	青木 武	同 免許二〇九二
同	片山幸夫		同 一六一
同	坪井威程		同 一一一五
同	椋下 悟		同 宮面七一三
同		瀧口敏夫	同 東野神六六一
同		鈴江敏宏	同 免許一二五一
同		大嶽ひとみ	同 八七二
監事	瀧口敏夫		同 東野神六六一
同	花野浩尚	花野浩尚	同 宮面四五二
同		坪井威程	同 免許一一一五
同		松家清子	同 五一二

徳島県告示第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称  
八幡土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	黒部 雅克		阿南市那賀川町八幡石川原五九一
同	湯浅 喜明		同 前川二八一
同	伊丹 康裕		同 石川原四二一
同	近藤 博之		同 大久保四八二
同	近藤 俊和		同 五四三
同	美馬 高一		同 石川原一五一
同	吉田 雅治		同 中塚二五
同	吉田 豊秋		同 一一
同		湯浅 壽廣	同 池田四六
同		黒部 伸一	同 石川原九二二
同		伊丹 紀良	同 五五
同		湯浅 浩卓	同 五七、五八一
同		川野 優	同 一九
同		川田 博	同 池田四二
同		吉村 順子	同 船付五八一
同		那脇 泰子	同 中塚三九
同		馬淵 浩司	同 船付五二、五三
監事	川野 義人		同 石川原五一
同	前川 憲一		同 前川三〇
同	川田 博		同 池田四二
同		湯浅 幸昭	同 前川五一
同		吉村 つもり	同 石川原六九二
同		川野 史恵	同 中塚一七

徳島県告示第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

阿南市加茂谷土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	大西 英司	高野 公英	阿南市吉井町日ノ浦一八 一七一
同			同

徳島県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

三村土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
監事	鈴木 諫	澤 良一	阿南市長生町寺ノ前二五 北平岡二一
同			同

徳島県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称  
色ヶ島土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	佐藤賢治	佐藤賢治	阿南市那賀川町色ヶ島網千七九
同	奥村悦夫	奥村悦夫	八
同	奥村和仙	奥村和仙	民養七一―二
同	中田一男	中田一男	一八
同	住友寛司	住友寛司	大久保五六
同	住友進一	住友進一	網千六八
同	住友俊郎	住友俊郎	大久保二―一
同	塩田哲男		網千五一
同		住友淳二	九六
監事	奥村威典	奥村威典	向原一五
同	住友耕次	住友耕次	大久保九三
同		中田正敏	島尻六一五―三

徳島県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿南市加茂町 加茂土地改良区	令和五年六月二十日



徳島県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
板野郡板野町 松谷土地改良区	令和五年六月二十七日

徳島県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和五年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名		区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一九五号		那賀郡那賀町木頭折宇字棚谷向 二番地先から 同 木頭西宇字上三屋 地二六番七地先まで		新	九・五〃六九・五	九〇・八
				旧	三・六〃四二・五	一、八五・八